

# 公営ギャンブルの違法性阻却事由

## 刑法第35条「法令又は正当な業務による行為は罰しない」

- ① 目的の公益性
- ② 運営主体等の性格
- ③ 収益の扱い
- ④ 射幸性の程度
- ⑤ 運営主体の廉潔性
- ⑥ 運営主体の公的管理監督
- ⑦ 運営主体の財政的健全性
- ⑧ 副次的弊害の防止

（法務省見解／衆議院内閣委員会／平成25年11月20日）

## 特別法（競馬法・自転車競技法・モーターボート競走法等）

- ① 施行者が地方自治体または政府全額出資の特殊法人であること（公設）
- ② 運営機関が非営利法人（自治体や国の外郭団体を含む）であること（公営）
- ③ 収益は社会貢献活動に使用すること（公益）

# 国際的組織犯罪防止条約と国内法

**(条約第二条) = 「テロ対策」ではない!**

「組織的な犯罪集団」とは

「三人以上の者から成る組織された集団であって・・・

直接または間接に金銭的利益その他の物質的利益を得るため・・・

重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」

**(条約の立法ガイド／国連発行) = 立法は各締約国に委ねられている!**

「共謀または参加罪の法的概念を有しない国においては、どちらの概念も導入することなく、

組織的犯罪集団への実効的な措置が許容される」(51パラ)

「国内法の起草者は、条約の文言を逐語的に盛り込むことよりも、むしろ条約の意味と精神に主眼を置くべき。法的な防御や他の法律の原則を含む、新しい犯罪の創設や実施は各締約国に委ねられている。したがって国内法の起草者は新しい法が国内の法的な伝統、原則、および基本法と合致することを確保しなければならない」(43パラ)

# 懲戒処分の方針について

(人事院事務総長／平成12年3月31日)

「特に組織的に行われていると見られる不祥事に対しては、

管理監督者の責任を厳正に問う必要があることを留意されたい」

「個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。  
例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 極めて悪質または結果が極めて重大
- ② 管理監督等その職責が特に高い
- ③ 内外に及ぼす影響が特に大
- ④ 過去に類似の非違行為
- ⑤ 複数の異なる非違行為

(標準例)

部下職員の非行の隠ぺい黙認 (停職・減給) / 入札談合関与 (免職・停職)